

令和5年度朝霞市自治会連合会  
市長を囲む意見交換会  
回答書  
(書面回答分)

令和5年度 市長を囲む意見交換会 質問一覧(書面回答分)			
No.	質問内容	提出元	ページ
1	街路樹の剪定について	緑ヶ丘親交会	1
2	桜の老木の安全対策について	緑ヶ丘親交会	2
3	私道と水道料金負担について	東かすみ台町内会	3
4	持ち主のいない空き家について	宮戸町内会	5

質問者	自治会名：緑ヶ丘親交会	回答者	担当部名：都市建設部
	会長名：佐久会長		
質問内容	街路樹の剪定について		
	<p>定期的に低木のさつきやつつじや銀杏の木も剪定は行っていただいております。</p> <p>その回数を増やしていただくことは予算上も難しいと思いますが、繁茂してくると、路地から大通りへ車で出ようとするとき、銀杏の下枝が邪魔をして安全確認ができない状態となり、とても危険です。</p> <p>定期的な剪定のタイミングとは別に、せめて路地付近だけでも下部分の選定の対応はできないでしょうか。</p>		
<p><b>[回答]</b></p> <p>高木の下枝についてですが、下枝の伸びによって視認性を悪くしている箇所につきましては、現在も職員が剪定を行っているところでございます。しかしながら、行き届かない部分もございますので、剪定が足りない場所については、ご要望いただければその都度対応させていただきます。</p> <p>また、低木（つつじ）の剪定につきましては、委託業者に対し、十分な視認性を確保できるよう交差点や駐車場出入り口など死角になりやすい箇所は、低く刈り込むよう現在も指示しているところではございますが、今後は高さ60cm未満を目安とする等、具体的な数値を仕様書に明記していく方向で検討しております。</p>			

質問者	自治会名：緑ヶ丘親交会	回答者	担当部名：都市建設部
	会長名：佐久会長		
質問内容	桜の老木の安全対策について		
	<p>ソメイヨシノは樹齢が50年を超えてくると老木の域に入り、幹が空洞化しそこに蜂の巣を作られてしまったり、倒木の危険も考えられます。</p> <p>町内会でも、老木となった桜の木を何本か伐採しましたが、安全を確保する反面、景観を損ねてしまうことも起こります。</p> <p>そこで、市として今後の対応をどう考えているのでしょうか。</p>		
<p>[回答]</p> <p>倒木の危険がある桜の木を把握した際には、周辺状況を踏まえ、造園施工管理技士の資格を持つ造園業者から腐食や樹木の空洞化、枯枝等の観点から意見書を貰った上で伐採等の対応について判断しているところですが、伐採後の対応については、樹木の密集度も踏まえながら、新たな苗木の植樹等について検討してまいります。</p> <p>市内の街路樹として植栽されている桜の老木化は今後も進んでいくものと考えておりますので、桜を含めた市内の街路樹全体の管理計画策定に向けて検討を行っていきたいと考えております。</p>			

質問者	自治会名：宮戸町内会	回答者	担当部名：都市建設部
	会長名：大森会長		
質問内容	持ち主のいない空き家について		
	<p>令和2年に「空き家の実態について」お伺いしました。今回は「持ち主のいない空き家」についてのお伺いです。</p> <p>「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」には、「放置されたままの空き家は、老朽化等により損壊の危険性が生じたり、害虫の発生や雑草の繁茂、不審者の侵入による火災や犯罪の誘発に対する不安など、地域社会にさまざまな影響を及ぼす存在になりかねません」と記載されております。</p> <p>宮戸3丁目15番地内に一軒、一人暮らしの高齢者が令和4年に亡くなり、身寄りが無く、つまり持ち主のいない空き家としてそのまま残っております。8/25現在、生前片づけられていないままの古新聞、衣類などが残り、ハエやカなどが発生し、また植木が繁茂しています。火災など近隣住民は不安に思っております。町内会に「片づけてくれ」等の要望もありましたが、無断では手をつけられないのでそのままの状態です。持ち主がいなくなると、家屋の解体や整地などどなたがするのか等も含めてこの班の方々の不安がつのっております。何回か市の担当部署に伺いましたが、市として、この件の現状はどうなのか、今後どういう見通しをもっているのか、そして、近隣住民の不安を取り除くにはどういう広報をするのか等々お伺いします。</p>		

[回答]

御指摘いただきました宮戸3丁目15番地内の空き家の現状といたしましては、市で当該空き家の所有者等の調査を行いましたが、所有者や法定相続人に当たる方の存在が確認できず、所有者不明空き家として把握しているところでございます。

当該空き家についての対応といたしましては、令和5年6月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正により創設された「相続財産清算人制度」の活用に向けて、現在、必要な予算及び手続きについて検討しております。この制度は、登記名義人が死亡しており、法定相続人となる者がいない空き家等について、市が家庭裁判所へ相続財産清算人の選任を申し立て、選任された清算人が空き家等の管理や処分を行うものでございます。最終的には、当該空き家の解体、土地建物の売却に繋がりたいと考えております。

今後、当該空き家についての手続きの方針が固まりましたら、隣接する住民の方々へ直接説明に伺いたいと考えております。また、状況に応じ、通知の配布も検討してまいります。

このほか、市では、「朝霞市空家等対策計画」の策定に向け現在業務を進めているところであり、令和6年度当初を目途に当該計画を公表する予定であります。

今後はこの計画に基づき、令和元年度に実施した『空き家等実態調査』におけるD判定（最も状態が悪いもの）空き家等や、管理不全な空き家を未然に防止するための空き家対策を計画的に進めてまいりたいと考えております。

質問者	自治会名：東かすみ台町内会	回答者	担当部名： 上下水道部
	会長名：藤大路会長		
質問内容	私道と水道料金負担について		
	<p>公道と私道における水道料金体系が同じなのは、不公平ではないでしょうか。その理由は、私道の給水管更新工事に補助金があるとはいえ工事費の3分の1を負担しなければなりません。</p> <p>私道の水道料金が公道に比して軽減処置があれば納得感もあるので、検討していただきたい。</p> <p>なお、当町内会の給水管は昨年度の意見交換会でご回答いただいたとおり、昭和36年に宅地開発業者による道路位置指定により、宅地開発業者負担で布設されたものです。宅地業者は、土地代造成費用を販売により回収しています。</p> <p>しかし、水道管敷設に伴う投下資金回収は、水道料金徴収により行われており、この点でも公平性に欠けるものと思われまますので、ご検討いただきたい。</p>		
<p>[回答]</p> <p>日頃から、水道事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。水道事業では、市内二か所ある浄水場から各ご家庭等に水を届けるため、水道管網を構築しています。その総延長は約250キロメートルになりますが、その敷設、維持管理は、水道事業において行っております。これが「水道本管」、「公設管」というものです。</p> <p>また、各ご家庭等では、この水道本管から敷地内に引き込みを行い、台所やトイレなど、水を必要とするところに水道管を切り回して使用しています。この宅地内の配管は、すべて自費での工事となり、これを「私設管」といいます。</p> <p>ご指摘いただいた、私道内の水道管ですが、私道は私有地でございますので、考え方としては、宅地内の私設管と同様で、当初の敷設から維持管理等につきましても、自費工事で行っていただいております。</p> <p>しかしながら、私道内の水道管は、宅地内の水道管と違い、複数の利用者の利益のためのものであり、一定程度の公共性が認められますので、老朽管の更新等において、その費用の一部を補助しているところでございます。</p>			